

運営委員会の設置について

2020年12月10日

事務局

以下の事項について検討するため、定款第41条第1項の規定に基づき、第269回理事会において、運営委員会を設置することとした。

理事会からの諮問事項：

・運営委員会

- (1) 組織運営に係る検討
- (2) 災害復旧費用の相互扶助及び災害時連携計画等、防災に関する事項の検討
- (3) その他他委員会で取り扱わない事項についての検討

<参考1> 定款・業務規程の関係条文

【定款】

(委員会)

第41条 本機関は、理事会の議決を経て、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会は、理事会の諮問に応じて業務運営に関する重要事項又は専門的知見を必要とする事項を調査審議し、理事会に対し意見を述べることができる。

3 委員会は、複数名の委員で構成するものとし、委員数、委員の資格、委員の任期、委員の選解任の手続その他委員会を運営する上で必要な事項は、委員会ごとに、理事会が定める。

【業務規程】

(広報及び情報公表)

第5条 本機関は、国内外に対し、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的な発信その他、広報の充実、強化に努める。

2～4 (略)

<参考2> 電力広域的運営推進機関委員会規程

平成27年4月1日施行
平成27年4月22日変更
平成28年4月13日変更
平成29年2月8日変更
平成29年12月20日変更
2020年4月2日変更

(目的)

第1条 この規程は、定款第41条の規定に基づき設置される委員会に関する事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 委員会は、理事長の諮問に応じ、検討を行う。

(委員の選任等)

第3条 委員は、理事会が選任する。

- 2 委員の任期は、委員会ごとに理事会が定める。
- 3 理事会は、委員に不正と認められる行為があった場合等正当な理由があるときは、委員を解任することができる。
- 4 委員は、評議員と兼任することはできない。但し、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(委員長の選任等)

第4条 委員長は、委員の中から理事会が選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故がある場合は、その職務を代理する委員を理事会が選任する。但し、理事会が予めその職務を代理する委員を定めたときは、これに従うものとする。

(小委員会)

第5条 委員会は、必要があるときは、小委員会を置き、委員会で審議すべき事項の一部を分担させることができる。

- 2 小委員会に属すべき委員及びその任期は、委員長が決定する。
- 3 小委員会に、その事務を掌理する小委員長を置き、小委員会に属する委員の中から委員長が指名する。
- 4 小委員長に事故がある場合は、その職務を代理する委員を委員長が選任する。但し、委員長が予めその職務を代理する委員を定めたときは、これに従うものとする。
- 5 第6条乃至第9条及び第11条の規定(第7条第7項の規定を除く。)は、小委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「小委員会」、「委員長」とあるのは「小委員長」、「理事会」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長又は理事会が必要と認めたときに招集する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、議決に加わることのできる中立者委員（電気供給事業者を代表する者として選任した委員（以下「事業者委員」という。）を除く委員をいう。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員長は、事業者委員について、やむを得ない事情がある場合には、代理の者の出席を認めることができる。
- 3 委員会の議事は、出席しかつ議決に加わることのできる中立者委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 議事の内容に特別な利害関係を有する中立者委員は、当該議事の議決に加われないものとする。
- 5 議事の内容に特別な利害関係を有する事業者委員は、委員長が指示する場合は、審議に参加することができないものとする。
- 6 第3条第4項但書に基づき、評議員と兼任する委員は、委員会における議決権を有しない。
- 7 委員会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 8 企業の合併等により、複数の委員が同一の電気供給事業者（複数の電気供給事業者が定款第7条第2項に定める親子法人等の関係にある場合は、当該複数の電気供給事業者を同一の電気供給事業者とみなす。）に所属する状況になった場合、当該委員は、本機関にその旨を報告しなければならない。この場合の取扱いは、理事会において決定する。
- 9 本機関の役員及び理事長の指名する者は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 10 委員長は、委員会にオブザーバーを招聘し、その意見を聞くことができる。

第7条の2 委員長は、緊急性がある場合その他必要と認める場合には、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の議決を行うことができる。

(議事録)

第8条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、公表する。

(報酬)

第9条 本機関は、次の各号に掲げるところにより、委員に対し、報酬及び交通費を支給する。

- 一 報酬 委員会の1回の出席につき30,000円とし、左記金額から源泉徴収

を行う。

二 交通費 原則として、委員の勤務先又は自宅の最寄り駅から委員会開催場所の最寄り駅までの合理的な経路による実費とする。

2 本機関は、前項とは別に、必要な場合は、適切な報酬を支払うことができる。

(幹事)

第10条 委員会の幹事となる部は、委員会設置の際に理事会で決定する。

2 小委員会の幹事は、委員会の幹事である部がこれに当たる。

(その他)

第11条 上記に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は理事会にて定める。

2 前項に関わらず、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項（重要な事項を除く。）は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月22日）

この規程は、平成27年4月22日から施行する。

附則（平成28年4月13日）

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

附則（平成29年2月8日）

この規程は、平成29年2月8日から施行する。

附則（平成29年12月20日）

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

附則（2020年4月2日）

この規程は、2020年4月2日から施行する。